

東京都と東京都連「災害時応急修理協定」に伴い

災害時応急修理活動の 登録をお願いします



東京土建では協定協力者を広げ、行政と連携し信頼される地域に根ざした組合をめざし、各支部10者以上の登録を目標に、都内全地域・全自治体への登録を目指しています。登録のご協力をお願いします。

東京都『災害時における被災住宅の応急修理に関する協定』 2019年10月

この協定は、災害時における被災住宅の応急修理に関して、東京都が全建総連東京都連に協力を求める協定です。発災時には、下記の活動を行います。登録者は区市町村が被災者からの応急修理相談に対応する修理業者リストに掲載されます。

登録者の対応部分

応急修理の流れ（想定）

災害発生→被災→被災者が区市町村に相談→区市町村が修理業者リストを掲示

→被災者から見積もりの依頼→区市町村に見積書を提出→区市町村が承認・修理依頼→応急修理

登録要件

- ①災害時における被災住宅の応急修理を請負える事業者。
- ②まちの救助隊・チームNAMAZUに登録している（する）こと。
- ③労災保険（現場労災・末尾5番）、事業主特別加入、一人親方労災に加入していること。

応急修理（根拠法：災害救助法第4条6号）

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が損傷を受けた場合の居住に必要な最小限の修理。

- 1世帯あたり 706,000円以内（半壊・半焼） 343,000円以内（準半壊）
- 自らの資力では応急修理ができない人（半壊・準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住が困難な人（大規模半壊）を対象
- 居室・キッチン・トイレなど居住に必要な最低限の修理が対象
- 災害発生日より原則3ヶ月以内に完了（国の災害対策本部設置災害は6ヶ月以内）

東京土建 まちの救助隊 2013年9月

私たち東京土建「まちの救助隊」は、地域に住み、倒壊建物等から救出するのに必要な道具や技術を持っている建設技術者の組織です。地域の方々と共に事前に連携をとり災害時の救出救助などの活動を行います。

地域や各区市町村等との信頼関係構築・災害協定締結及び連携強化をすすめるため「まちの救助隊」の登録をお願いします。

東京都「災害時における応急修理に関する協定」の登録票

まちの救助隊への加入、および労災保険への加入が必要になります。

以下のチェックボックスの該当箇所に☑のうえ、全項目に記入してください。

- ☐ 私は現場労災（末尾5番）に加入しています
- ☐ 事業主特別労災または一人親方労災に加入しています。
- ☐ まちの救助隊「チームNAMAZU」に加入しています。（新規※・既加入）
※まちの救助隊新規加入の場合はこの用紙をまちの救助隊登録票として兼用します

2023年4月改訂版

所 属	支部	分会	群
氏 名			
生 年 月 日	西暦	年	月 日 ()歳
住 所	〒		
連 絡 先	TEL () / FAX ()		
携 帯 番 号			
携 帯 メ ー ル	@		
所属事業所名			
事象所所在地	〒		
事業所連絡先	TEL () / FAX ()		
対 応 可 能 な 応 急 修 理	☐ 屋根 ☐ 柱 ☐ 床 ☐ 外壁 ☐ 基礎 ☐ 梁 ☐ ドア ☐ 窓 ☐ サッシ ☐ 上下水道の配管 ☐ ガスの配管 ☐ 給排水設備の配管 ☐ 電気・電話・テレビの配線 ☐ トイレ ☐ 浴室		
所 持 機 材	☐ バール ☐ 電動丸のこ ☐ チェーンソー ☐ 油圧ジャッキ ☐ 発電機 ☐ ワイヤー ☐ 投光器 ☐ 建設重機その他(具体的に)		
所 有 資 格	☐ 普通救命講習 ☐ 上級救命講習 ☐ 防災士 ☐ 応急危険度判定員		

個人情報の保護について：この情報は目的以外に使用しません

【提 出 先】所属支部まで

【問い合わせ】東京土建本部 仕事対策部 TEL:03-5332-3971